

平成 24 年度 事務事業事後評価調書（平成 23 年度事業）

整理番号 9 - 17

1 事務事業の表示

※ ■ : 該当

事務事業名	森林整備地域活動支援交付金						
評価者	担当課名		産業振興課	担当係名		林務係	
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長	
		氏名	石井弘道		氏名	福田泰弘	
事業の概要	森林所有者による森林施業の実施に不可欠な作業路網の改良活動などの地域活動を支援することを目的とし、町長と締結する協定に基づき、森林施業計画の計画期間を通じて地域活動を行った団地に対して、積算基礎森林1ha当たり5千円を交付する。				全体計画 / 期間限定複数年度 (平成 20 年度～ 23 年度)		
					事業費	国・道支出	59,484 千円
						地方債	千円
						その他	千円
						一般財源	18,409 千円
						事業費計	77,893 千円
実施方法	■ 直営	民間委託	その他 ()				
第5期総合計画(前期)		■ 登載事業	非登載事業	優先度	A		
事業の位置付け	政策目標	1 はつらつ・雄武～地域産業の振興～					
	基本施策	2 林業の振興					
	単位施策	1 生産体制の強化					
	事務事業の種類	■ 自治事務		法定受託事務			
	その他計画・根拠等						
事業費	実施年度	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)	
	国・道支出金	13,715 千円	13,715 千円	19,055 千円	11,092 千円	千円	
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円	
	雄武町負担額(一般財源)	4,747 千円	4,742 千円	4,525 千円	3,708 千円	千円	
	合計	18,462 千円	18,457 千円	23,580 千円	14,800 千円	千円	

2 事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	森林所有者	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)			
【抱える課題やニーズは】	森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分行われない森林が発生している。	対象行為の実施 10団地			
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	森林施業計画に基づく適切な森林整備の推進。	① 実績団地数 ／対象行為の実施団地数の実績	指標(指標計算式／解説)	目標値及び実績値	
			目標年度	平成23年度	
			目標値	10 団地	
			実績値	9 団地	
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果＝目的	森林の有する多面的機能が十分発揮される。	②	達成度	90.0 %	
			目標年度		
			目標値		
			実績値		
達成度 %					
内 容(どのような手段で何を行ったか)					
①協定の締結	森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林施業の実施に不可欠な地域における活動の実施等に関する事項を定めた協定を、各団地の代表者と町長が締結。				
②対象行為の実施	協定締結者が、地域活動として取り組むべき対象行為(作業路網の改良活動等)を実施。				

3 事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	☐ 義務的なもの	適切な森林整備を推進するためには、森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施が特に重要であることから、「作業路網の改良活動」等の地域活動を支援する必要がある。当該事業を実施しない場合、森林所有者の森林施業意欲の減退から、森林の荒廃化が懸念される。
必要／概ね必要／課題あり	☐ 全部 ☐ 一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	設定した目標値の達成状況	地域活動が確実に実施されることにより、適時適切な森林施業の継続的な実施が図られ、森林の有する多面的機能に寄与した。
有効／概ね有効／課題あり	☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	判断の理由	国の制度に則って行う事業であり、森林所有者等と締結した協定に基づき、適正に地域活動が実施されたと認められた場合に、交付対象者に交付金を交付する。 また、交付単価は国の実施要領で定められたものであり、町独自に設定することはできない。
効率的／概ね効率的／課題あり	☐ 事業費抑制 ☐ 人員削減 ☐ 時間短縮・作業軽減 ☒ その他	

(4)事務事業の公平性

公平	判断の理由	森林組合が森林所有者の意向を確認したうえで団地を構成し、町との協定を締結している。
公平／概ね公平／公平でない	☐ 受益者負担がある ☐ 受益者負担がない ☐ 受益が一部に偏る ☒ その他	

4 総合評価【A～D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等

B:ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要 等

C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等

D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
適切な森林整備を推進するためには、計画的かつ一体的な施業の実施に必要な地域活動を行うことが必要であることから、計画どおり事業を進めることが適当と判断する。		

今後の展開方向 (Action)		
継続／現状維持		
本制度の一番の目的は、「森林施業計画」の確実な実施を促進し、森林整備を着実に推進することであり、町が今まで取組みを進めている「未来につなぐ森づくり推進事業」等と併せた一体的な支援を行うことによって、民有林の整備促進が図られるものであり、当分は現状維持が適当である。		
* 展開方向の区分 ☐ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ☐ 終了 ☐ 休止 ☐ 廃止		

5 その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

本事業は、国の制度に則って行う事業であり、当初、平成23年度までの事業実施であったが、国の実施要領が改正され、平成24年度以降の事業継続が決定したことから、当分は事業を継続することが適当である。